

{ 平 14.8.27 }
基礎小16-5 }

說 明 資 料

(消費税関係)

目

次

1. あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）【中小事業者に対する特例措置】	1
2. 消費税制度改正の歩み	2
3. 事業者免税点制度の概要	3
4. 事業者免税点制度の適用状況（試算）	4
5. 事業者免税点制度と「益税」の関係	5
6. 主要国の付加価値税における免税点制度の概要	6
7. 簡易課税制度の概要	7
8. 簡易課税制度の適用状況	8
9. 簡易課税制度と「益税」の関係	9
10. 主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要	10
11. あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）【申告納付制度】	11
12. 主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要（未定稿）	12
13. あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）【総額表示方式】	13
14. 主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況	14

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
税制調査会

【中小事業者に対する特例措置】

第二 個別税目の改革

三 消費税

2. 今後の改革の方向

(2) 信頼性、透明性の向上に向けた改革 ―中小事業者に対する特例措置の抜本的な改革等―

① 中小事業者に対する特例措置

中小事業者に対する特例措置は、中小事業者の事務負担に配慮し、事務の簡素化を図るために設けられている措置であるが、制度創設から既に 13 年が経過しており、制度全体に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、早急に抜本的な改革に取り組むべきである。

イ. 事業者免税点制度

事業者免税点の水準（課税売上高が 3,000 万円以下）は、制度創設以来据え置かれ、依然として 6 割強の事業者が免税事業者となっている。このため、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかとの疑念を呼び、これが消費税に対する国民の不信の大きな背景になっていると考えられる。

したがって、個人事業者と法人の相対的な事務処理能力の差異も念頭におきつつ、現行の免税点制度を大幅に縮小すべきである。

現行の高い免税点水準の下では、事業者間取引を行う免税事業者が多数存在することを踏まえ、免税事業者からの仕入税額控除が認められている。その結果、消費税制度の透明性が低くなっているという問題については、後述するインボイス制度の検討に先立ち、事業者免税点の水準を大幅に縮減することで対応が可能である。

ロ. 簡易課税制度

簡易課税制度は、これまでも見直しが行われてきており、その適用割合は低下してきている。しかしながら、消費税制度が定着し事業者が納税事務に習熟してきたと考えられること、また事務処理能力のある中小事業者が納税額の損得を計算した上で適用している実態が多数存在していると指摘されていることから、制度の廃止を含めた抜本の見直しを行うべきである。

消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注) 平成9年4月施行
①税 率：3%		→ 4% (消費税率換算1%相当の地方消費税を合わせると5%)
②免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用 ※設立当初の2年間に限る。
③簡易課税制度		
○適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
○みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
④限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止
⑤仕入税額控除：帳簿方式		→ 請求書等保存方式
⑥申告納付 中間申告と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円超)	→ 中間申告回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) 中間申告の基準年税額 〔 60万円超 500万円以下 年1回 500万円超 年3回 〕	→ 中間申告の基準年税額の引下げ 中間申告の基準年税額 〔 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 年3回 〕

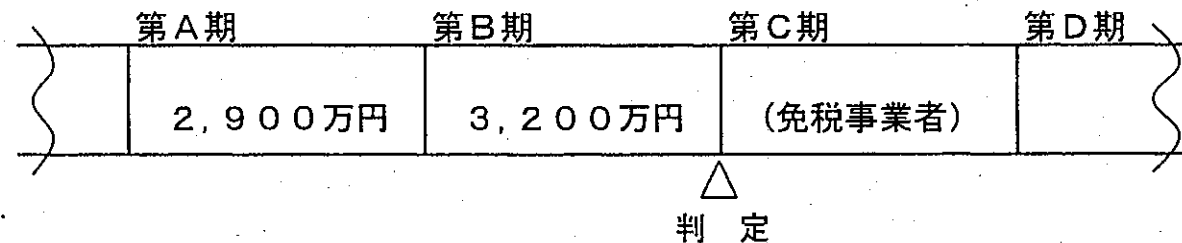
事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が3,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

【 事 例 】



○ 第C期 —— 免税事業者（前々期（第A期）の課税売上高が3,000万円以下）

※ 第C期が始まる前に免税事業者となることが確定する。これによって、事業者は、第C期開始時から免税事業者としての値付けを行うことができる。

事業者免税点制度の適用状況 (試算)

(平成12年度)

(千者)

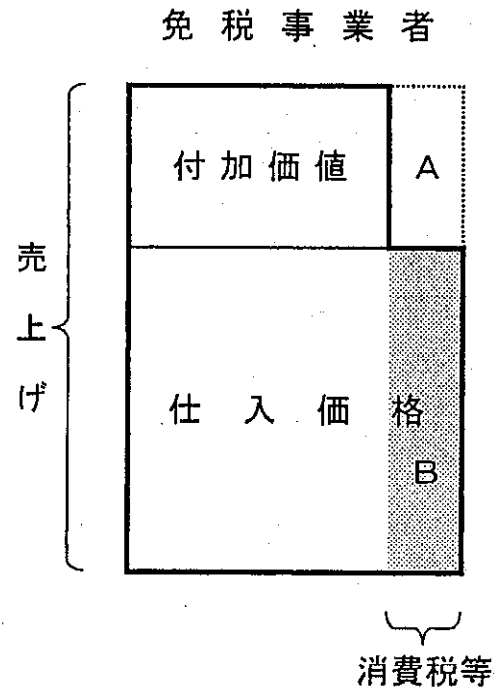
売上高	免税事業者				課税事業者	事業者計
	1千万以下	2千万以下 ～1千万超	2千万超	計		
個人事業者	1,838 [31.0%]	604 [10.2%]	278 [4.6%]	2,719 [45.8%]	537 [9.0%]	3,256 《54.9%》
法人	476 [8.0%]	258 [4.4%]	223 [3.8%]	958 [16.1%]	1,719 [29.0%]	2,677 《45.1%》
計	2,314 [39.0%]	862 [14.5%]	501 [8.4%]	3,677 《62.0%》	2,255 《38.0%》	5,933 【100%】
(累積割合)	39.0%	53.5%	62.0%			

- (注) 1. 「事業所・企業統計調査」(総務省)及び国税庁の課税実績等を基にした推計である。
 2. 免税事業者には、個人農業は含まれていない。
 3. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

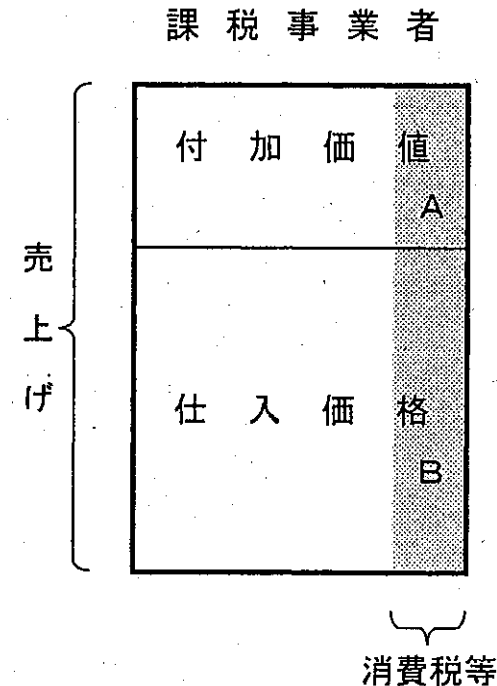
事業者免税点制度と「益税」の関係

免税事業者が消費税分として仕入価格の上昇分を上回る価格の引上げを行ったとすれば、その差額に相当するいわゆる「益税」が発生する。

(注) 適正な転嫁がなされていれば、いわゆる「益税」は発生しない。仕入価格の上昇分を価格に転嫁できなければ、いわゆる「損税」が発生することとなる。

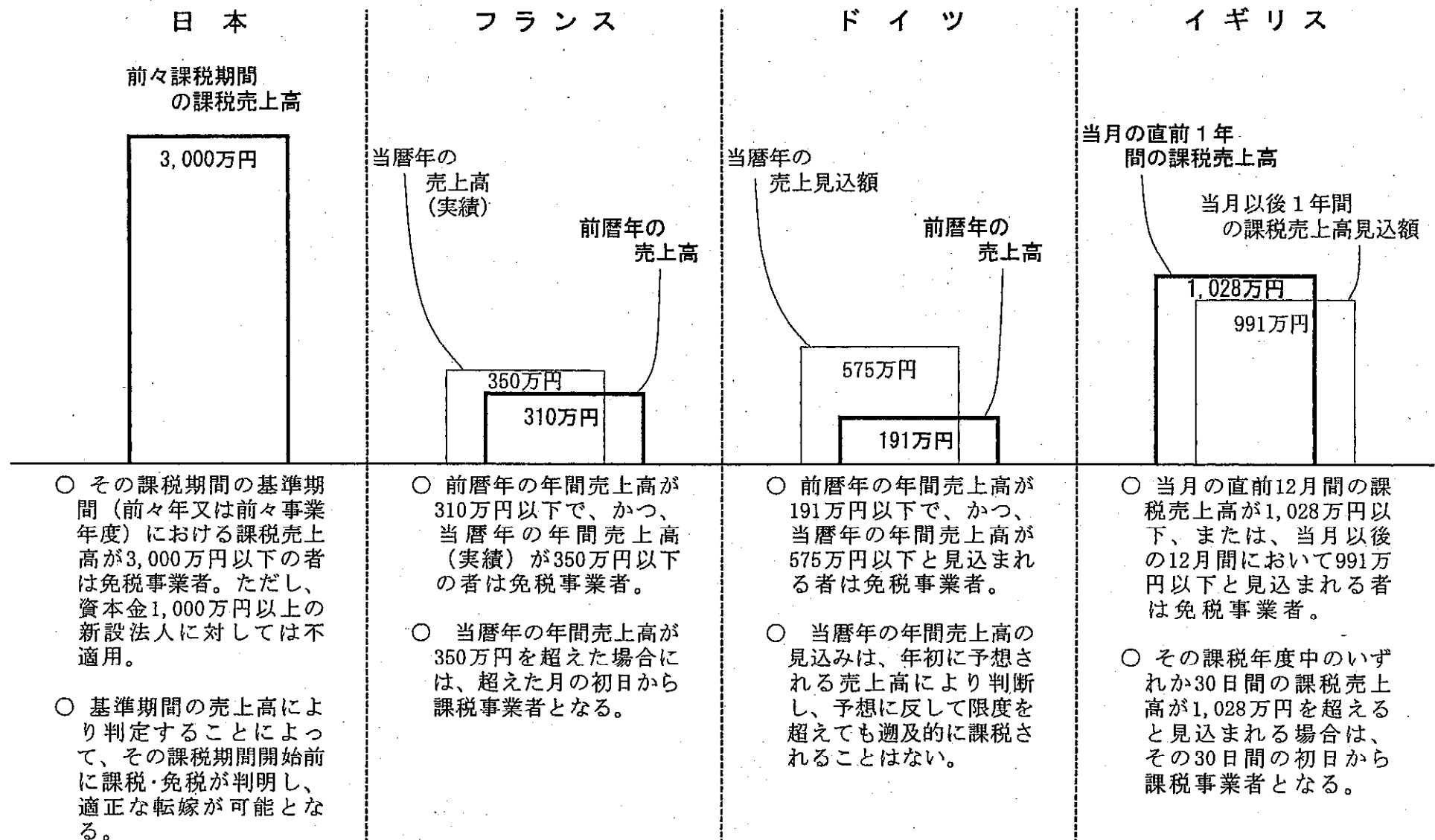


○ 免税事業者はAの納税を行う必要はないが、仕入価格が高くなるという形でBを負担しているので、その分の値上げを行う必要がある。(免税事業者がBを超えてAの全部又は一部に相当する転嫁を行う場合にのみ、いわゆる「益税」の問題が生ずることとなる。)



○ 消費税が課税されると事業者はA+Bの値上げを行い、納税者としてAの納税を行う。(Bは仕入価格が高くなるという形で負担済)

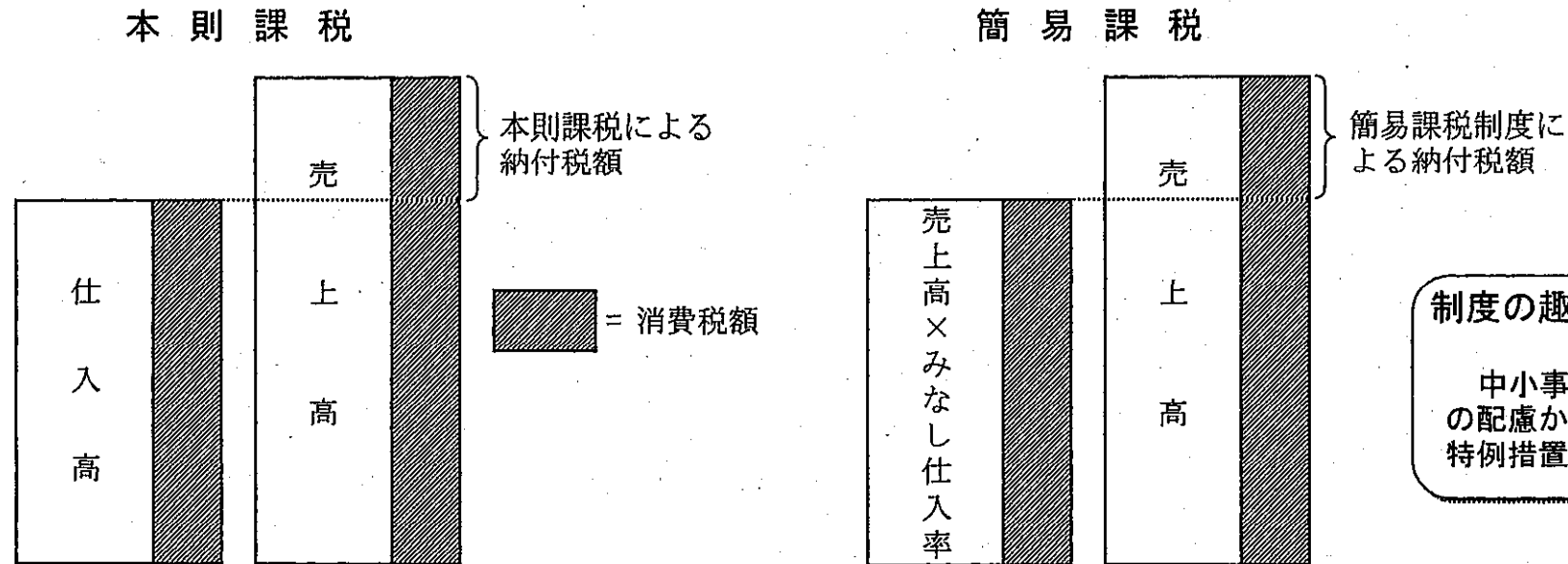
主要国の付加価値税における免税点制度の概要 (2002年8月現在)



（備考）邦貨換算には、次の換算率（基準外国為替相場：平成13年12月から平成14年5月までの実勢相場の平均値）を用いた。

1ユーロ＝115円、1ポンド＝187円

簡易課税制度の概要



制度の趣旨

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている特例措置

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{仕入高} \times 5\% = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\% = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が2億円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

簡易課税制度の適用状況

(平成12年度)

(千者)

売上高	簡易申告者					一般申告者	事業者計
	3千万以下	5千万以下 ～3千万超	1億以下 ～5千万超	1億超	計		
個人事業者	82 [3.6%]	129 [5.7%]	81 [3.6%]	21 [0.9%]	313 [13.9%]	224 [9.9%]	537 《23.8%》
法人	101 [4.5%]	186 [8.3%]	269 [11.9%]	194 [8.6%]	750 [33.3%]	969 [43.0%]	1,719 《76.2%》
計	183 [8.1%]	315 [14.0%]	350 [15.5%]	215 [9.5%]	1,063 《47.1%》	1,193 《52.9%》	2,255 【100%】
(累積割合)	8.1%	22.1%	37.6%	47.1%			

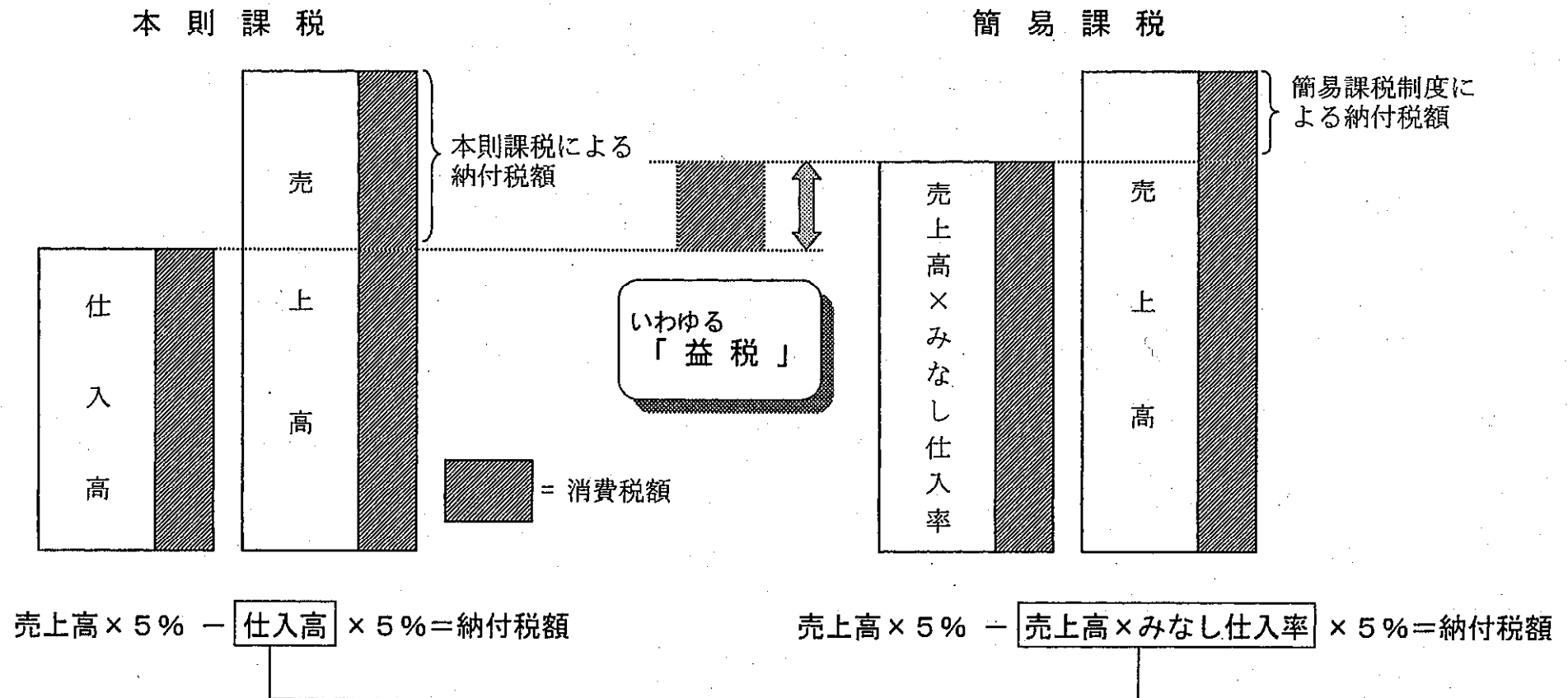
(注) 1. 国税庁の課税実績から特別集計したものである。

2. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

簡易課税制度と「益税」の関係

みなし仕入率を実態を上回って乖離している場合には、いわゆる「益税」が発生する。

(注) みなし仕入率を実態を下回っていれば、いわゆる「損税」が発生することとなるが、そのような事業者の多くは、簡易課税を選択せず本則による申告を行っているものと考えられる。



主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要 (2002年8月現在)

日 本	フ ラ ンス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
前々課税期間 の課税売上高 2億円 ~~~~~ ~~~~~	な し	前 暦 年 706万円	一年間の 総売上見込額 一年間の 課税売上見込額 2,337万円 1,870万円
○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が2億円以下の課税期間については、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入に係る税額とすることができる。 ○ みなし仕入率は、90%（卸売業）～50%（サービス業）の5区分である。		○ 前暦年の年間売上高が706万円以下の者は平均率による簡易課税（課税売上額に平均率を乗じて仕入税額を計算）を選択することができる。	○ 適用申請時から一年間の課税売上見込額が1,870万円以下、かつ、同一年間の総売上見込額が2,337万円以下の者は平均率による簡易課税（売上総額に平均率を乗じて納付税額を計算）を選択することができる。

（備考）邦貨換算には、次の換算率（基準外国為替相場：平成13年12月から平成14年5月までの実勢相場の平均値）を用いた。
1ユーロ＝115円、1ポンド＝187円

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
税制調査会

【申告納付制度】

第二 個別税目の改革

三 消費税

2. 今後の改革の方向

(2) 信頼性、透明性の向上に向けた改革 ―中小事業者に対する特例措置の抜本的な改革等―

② 申告納付制度

消費税の申告納付制度については、これまでも、消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資する観点から改正が行われてきた。このような消費税の性格を考慮すれば、更に申告納付の回数を増やす方向で検討すべきである。申告納付回数について検討を行う場合には、納税者の事務負担や税務行政コスト、更には消費税の滞納問題との関係にも留意しつつ、幅広い観点から検討を行う必要がある。

主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要（未定稿）

（2002年8月現在）

国 名		日 本	フ ラ ンス	ド イ ツ	イ ギ リ ス	E C 指 令
課税期間		1年 [選択により3か月]	1か月	1年	3か月 [選択により1か月]	1か月、2か月、四半期 又は加盟国の任意により定める1年を超えない期間
申告・納付	確定	<u>年1回</u> 課税期間終了後2か月以内に申告・納付 [個人事業者 翌年3月31日]	<u>年12回</u> 翌月15日から24日の間（事業者ごとに指定）に申告・納付	<u>年1回</u> 課税期間の翌年5月31日までに申告（納付は申告から1か月以内）	<u>年4回</u> 課税期間終了後1か月以内に申告・納付	<u>年1～6回</u> 課税期間終了後2か月以内に申告・納付
	中間	〔前課税期間の年税額に応じて以下の中間申告・納付〕 ・400万円超 <u>年3回</u> ・48万円超 <u>年1回</u>		<u>年12回</u> 毎月の発生税額を中間申告・納付	〔基準期間（1年間）の税額が200万ポンド（3.74億円）超の場合、年8回の予納〕	仮納付を請求可
	中小特例等		年間売上高に応じて、 <u>年1回の確定申告</u> かつ <u>年4回の予納</u> を選択可 ・物品販売・宿泊施設業 76.3万ユーロ（8,774万円）以下 ・その他 27.0万ユーロ（3,105万円）以下 年税額4,000ユーロ（46万円）未満の者は、 <u>年4回の確定申告</u> を選択可	前年の税額に応じて、 <u>年1回の確定申告</u> かつ 以下の中間申告を選択可 ・6,136ユーロ（71万円）以下 <u>年4回の中間申告</u> ・512ユーロ（6万円）以下 <u>中間申告なし</u>	年間課税売上高が30万ポンド（5,610万円）以下と見込まれる者は、 <u>年1回の確定申告</u> かつ 過去1年間の課税売上高等に応じて以下の予納を選択可 ・10万ポンド（1,870万円）超 <u>年9回の予納</u> ・10万ポンド（1,870万円）以下 <u>年3回の予納</u> （前年の税額が2,000ポンド以下の場合は予納なし）	

（備考）邦貨換算は次のレート（基準外国為替相場：平成13年12月から平成14年5月までの実勢相場の平均値）による。1ユーロ＝115円、1ポンド＝187円。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
税制調査会

【総額表示方式】

第二 個別税目の改革

三 消費税

2. 今後の改革の方向

(2) 信頼性、透明性の向上に向けた改革 ―中小事業者に対する特例措置の抜本的な改革等―

③ 総額表示方式（消費者に対する価格表示のあり方）

消費者に対し消費税を含めた価格の総額を表示すること（総額表示方式）は、消費者の便宜を図る観点から積極的に検討されるべきである。ヨーロッパ諸国と同様、今後、消費者保護行政等の中で早急に具体化が図られるよう、関係機関において適切に対応していく必要がある。

主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況

(2002年1月現在)

1. 付加価値税を実施しているフランス、ドイツ、イギリスにおける価格表示の方法はいずれの国でも、最終消費者に対してはほとんどが「税込み」価格表示、一方、事業者間取引では「税抜き」価格表示が通例。
2. 価格表示の方法については、付加価値税法を含め「税法」上の規制はない。また、税務当局においても価格表示の方法に関する指導等は行っていない。
3. ただ、下記の消費者保護の観点から行われる価格表示に関する法令上の規制の中に、消費者が購入決定後に表示価格を超える負担を求められることのないよう、消費者に対する価格表示は付加価値税込みとしなければならない旨の定めがある（下掲）。なおE C指令においても、消費者保護の見地から、小売価格の表示は税込みの最終価格とするよう、メンバー国に求めている（注）。
この場合、価格に含まれる税額相当分を併せて示すことも可能である。

	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
（根拠法令）	・ 政府に経済分野の諸措置を講じることを授権する法 ・ 価格及び競争の自由に関するオルドナンス（委任立法権限に基づく緊急政令）	価 格 提 示 法	消 費 者 保 護 法
価 格 表 示 に 関 する 規 制	価格についての消費者の 情報に関する経済省令 （経済財政産業省所管）	価 格 提 示 規 則 （経済省所管）	価 格 表 示 指 導 要 綱 （貿易産業省所管）

（注）「消費者向け商品価格表示に関する消費者保護についての指令」